

【あて】千葉県木材振興協会（FAX番号：0475-53-2000）

被害に遭われた会員の皆様にはお見舞い申し上げます。台風19号では広域に被害が発生していることから、全国木材組合連合会が被害状況を取りまとめ、林野庁に報告することになりました。先の台風被害の報告にお礼を申し上げるとともに、災害対応で手一杯のところすみませんが、再度の御協力をお願いします。

台風19号による被害状況

会員名	被害箇所	※被害場所（会社の所在地と異なる場合に記入願います。	被害状況（全壊、半壊、屋根破損、窓ガラス破損、製材機故障等）	概算復旧金額（円）	15号被害を含む場合は○
	工場				
	倉庫				
	事務所				
	その他（具体的に）				

※会員名を記入し、工場・倉庫・事務所・その他別に被害状況及び復旧金額（概算）を記入し、木材振興協会にFAXして下さい。
 なお、被害が無い場合は報告は不要です。

※台風15号の被害報告未了の場合も、台風19号の被害と併せて報告願います。その場合、台風15号の被害を含むに○を記入願います。

※被害報告は、一旦、取りまとめますので、10月31日を目途に報告願います。

※様式が不鮮明な場合は、木材振興協会のホームページに掲載しますので御利用願います。（問合せ先：電話0475-53-2611 木振協）